

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

インドネシア編

2008年3月

JETRO

(4 - 6) 出願費用

産業意匠出願にかかる費用は以下の通りである。出願時に払う出願料は登録までの費用をも含むので、別途登録料の支払いは不要である。

表 - 7 産業意匠料金表

項目		金額（円）
9. 出願	小企業	300,000
	非小企業	600,000
10. 意匠異議申立		150,000
11. 意匠原簿の抄録		100,000
12. 優先権証明書		100,000
13. 意匠登録証謄本		100,000
14. 意匠権の移転届	小企業	200,000
	非小企業	400,000
15. 意匠実施権の設定登録		250,000
16. 特許出願人氏名・住所変更届	小企業	100,000
	非小企業	150,000
17. 意匠の取消	小企業	0
	非小企業	200,000

(5) 商標

(5 - 1) 商標法の概要

現在施行されている商標法は、2001年商標に関する法律第8号であって、2001年8月1日に改正・施行された。その概要は以下のとおりである。

- ・ 登録の対象は、商品又はサービスに使用する商標及び地理的表示・原産地表示。（地理的表示、原産地表示は商標として登録されて初めて保護される。）
- ・ 立体商標、匂いや音声の商標は認められない。
- ・ 識別力のないもの、商品・役務に関する説明にすぎないものは登録できない。
- ・ 同一類で登録済み又は著名な商標と同一又は類似する商標は登録を拒絶される。（運用では未登録の先願商標によっても拒絶される。）
- ・ 善意によって出願されなかった商標は拒絶される。（冒用商標の取消によく使われる規定）
（本来の商標の使用者が商標登録出願をする前に、その商標を何らかの事情で知っていた第三者が抜け駆け的に商標登録出願あるいは商標登録を取得したような場合。）
- ・ 連合商標、防護商標制度は存在しない。

- ・ 団体商標は保護される。
- ・ 1 出願で 3 区分まで出願可能。
- ・ 保護期間は出願から 10 年。10 年ごとに更新可能。
- ・ すべての出願に対して実体審査を行う。
- ・ 実体審査は、出願から 30 日以内に開始され、9 ヶ月以内に終了する。
- ・ 審査終了後に公告し、第三者に異議申立の機会を与える。
- ・ 出願の拒絶に対して審判請求ができる。無効を訴えるには商務裁判所に提訴する。
- ・ 他人の商標を侵害した者には、最高懲役 5 年、罰金 10 億ルピアが科せられる。
- ・ 侵害は親告罪。

(5 - 2) 出願に必要な書類

商標出願に当たっては、以下の書類を商標局に提出しなければならない。いずれの書類もインドネシア語を使用すること。

- 1) 願書
 - 記載事項
 - (a) 出願年月日
 - (b) 出願人の氏名、住所
 - (c) 代理人の氏名、住所(在外者は代理人を通して出願しなければならない。)
 - (d) 優先権情報(優先権主張を伴う場合)
 - (e) 商標見本の貼付
 - (f) 商標が色彩を使用する場合、その色の名前
 - (g) 商品又は役務とその分類
- 2) 商標見本
- 3) 委任状(代理人を通して出願する場合)(包括委任状は認められない)
- 4) 宣言書
- 5) 優先権証明書(優先権主張を伴う場合)

なお、商標法第 8 条は複数の分類に跨る商標をひとつの出願で出願することを認めているにも関わらず、長い間 1 出願 1 区分で運用されてきたが、2007 年より 1 出願で 3 区分まで指定することが可能になった。

(5 - 3) 出願から登録までの手続き

商標出願から登録までの流れを図 - 6 に示す。

商標出願は方式審査を経た後実体審査に供される。ここで登録が認められたものは出願公告され、第三者はこれに対して異議を申し立てることができる。異議申立のあった場合、その出願は再審査される。商標法の規定では、再審査されるのは異議申立のあった出願のみで、異議申立のなかった出願は再審査を経ず登録されるが、実際の運用では異議申立の

有無に関わらず全件公告されたものはすべて再審査されているようである（商標審査官談）。
出願公告は紙公報とインターネットを通じて行われている。

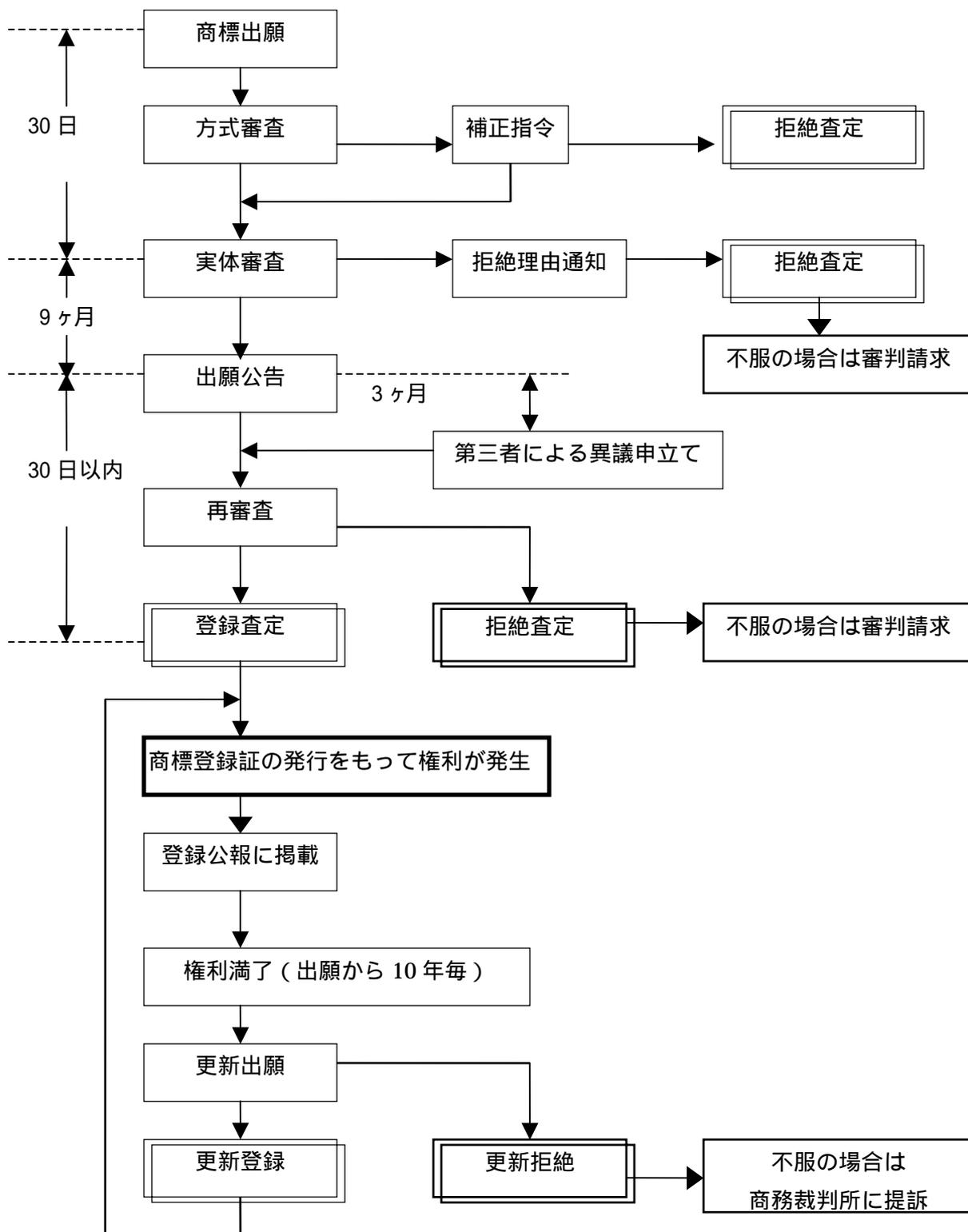


図 - 6 商標出願から登録まで

(5 - 4) 出願・登録状況

商標出願件数は制度改正による大量出願の翌年に当たる1994年を例外に、全体的に上昇傾向にあり、2005年以降は年間50,000件を超える商標が出願されている。90年から2007年4月までの時点で累積560,097件の商標が出願されたのに対して、同じ期間に最終処分に達した出願は410,127であって、これは出願件数の73%に相当する(表 - 8)。

現行商標法は審査期間を9ヶ月と規定しているが、実態としては出願から登録までに約18ヶ月以上要している。

表 - 9 に示すように、国別出願件数ではインドネシア国内からの出願が最も多く、全体の73.7%を占めている。外国からの出願ではアメリカが最も多く5.2%、日本はその次に多く2.9%である。

表 - 8 商標出願・登録状況

年	出願	最終処分			
		登録	拒絶	取下	計
1990	19276	8096	2111	0	10207
1991	1149	278	109	0	387
1992	15284	15312	7778	0	23090
1993	42026	7848	1167	0	9015
1994	23803	16469	1878	0	18347
1995	24643	23943	2747	211	26901
1996	28189	22249	2675	517	25441
1997	28339	34533	1507	20	36060
1998	23160	8897	3974	1060	13931
1999	23355	15002	2520	149	17671
2000	31675	22098	923	180	23201
2001	38648	35878	3969	117	39964
2002	42416	23356	2421	84	25861
2003	46947	35351	3527	83	38961
2004	49311	23187	3044	16	26247
2005	54651	28404	3563	94	32061
2006	54250	24677	6291	105	31073
2007.4 まで	12975	9029	2638	42	11709
合計	560097	354607	52842	2678	410127

(データ出所: 知的財産総局)

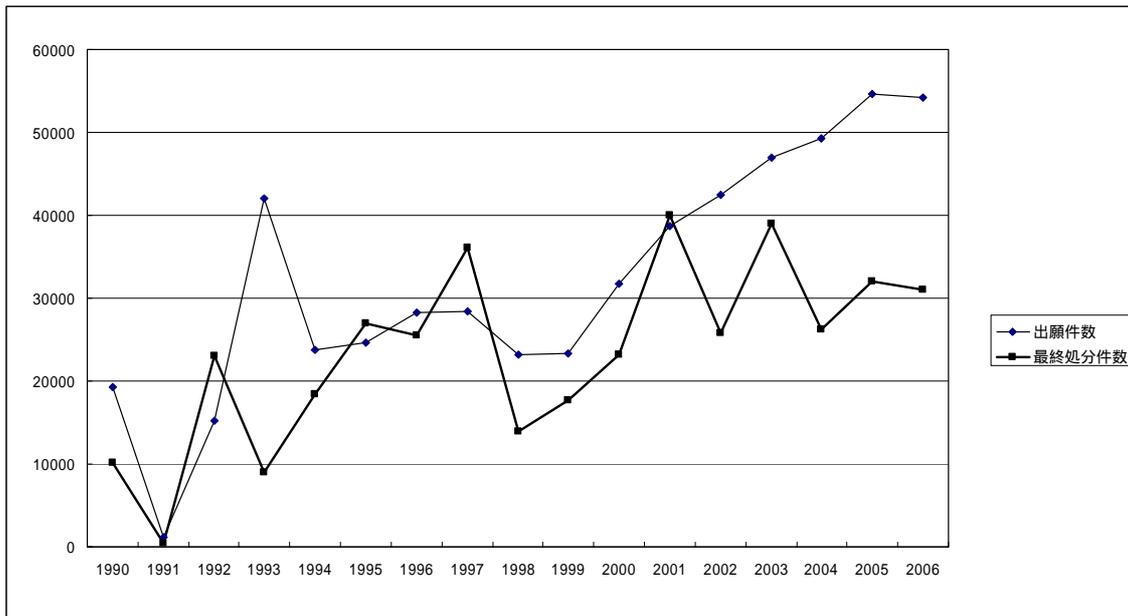


図 - 7 商標出願・最終処分件数の推移

表 - 9 国別商標出願件数

国名	出願件数	シェア
インドネシア	15476	73.7%
アメリカ	1094	5.2%
日本	599	2.9%
ドイツ	416	2.0%
イギリス	273	1.3%
フランス	353	1.7%
スイス	317	1.5%
シンガポール	306	1.5%
オランダ	191	0.9%
イタリア	191	0.9%
その他	1780	8.5%
合計	20996	100%

(データ出所: 知的財産総局)

(5 - 5) 商標権の効力

商標権の効力は、一定期間商標を独占的に使用すること(第3条)である。この独占的使用は同一の商標に対して認められると解される。第3者が全体において同一の商標を使用した場合のみならず、要部が同一な商標(類似に相当すると考えられる)を使用した場合も、商標権侵害に当た

る。先使用者に対する救済規定はない。

要部同一と判断された例

- 1) 「WINGS」(登録商標 423580)と「WING」(登録商標 436318号) <中央ジャカルタ商務裁判所 No.48/Merek/2003/PN.Niaga. Jkt.Pst 2003年9月16日>
- 2) 「RACUMIN」(登録商標 305590)と「X-Tracumin」(登録商標:467341) <中央ジャカルタ商務裁判所 No.40/Merek/2003/PN.Niaga. Jkt.Pst 2003年8月5日>
- 3) 中央ジャカルタ商務裁判所は登録商標 421181(第1図(a))と登録商標 506816(第1図(b))の要部が同一であると判断した。(No.04/Merek/2003/PN.Niaga. Jkt.Pst 2003年5月5日) 両者は SHIMITSU と SIKISEI という名称の違い、色彩の違い(421181は白と黒であるのに対して、506816の方は白黒以外に青、赤、黄も使われている。506816の色彩についてはその後デザイン変更された(c)を参照。)象の絵の有無で相違しているが、強い印象を与えているのは円とその中にある POWER GLUE の文字であって、その点で同一性があるとの見解であった。この判断は最高裁によって支持され確定した。



登録商標 421181

(a)



登録商標 506816 (白黒表示)

(b)



(b)に相当する商品の現在の表示

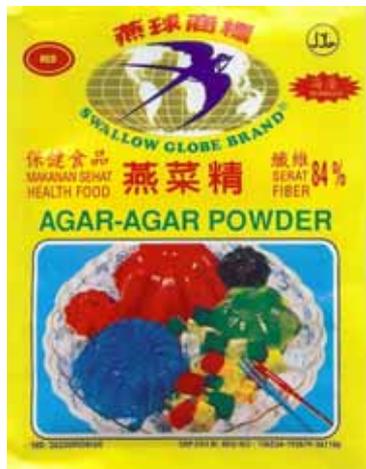
(c)

第1図

要部同一でないと判断された例

- 1) 「Klingerit」(登録商標 432286号)と「Kingi」(登録商標 446472号) <中央ジャカルタ商務裁判所 No.25/Merek/2003/PN.Niaga. Jkt.Pst 2003年7月1日>
- 2) 「Cravit」(登録商標 334259号)と「CRAVOX」(登録商標 510015号) <中央ジャカルタ商務裁判所 No.66/Merek/2003/PN.Niaga. Jkt.Pst 2003年11月17日>
- 3) 中央ジャカルタ商務裁判所は登録商標 361196号(第2図(a))と登録商標 487928号(第3図(b))の要部が同一でないと判断した。(No.02/Merek/2002/PN.Niaga. Jkt.Pst 2002年4月4日) 361196は「Swallow Globe Brand」という文字に1羽の燕とヨーロッパを前面にした地球の絵が組み合わされているのに対して、487928は「Cap Bola Dunia」という文字に2羽の燕とインドネシアを前面にした地球の絵が組み合わされている。また色彩の点では、361196が赤、黄、青、緑、茶色及び白から成るのに対して、487928は濃い青色、薄い青色、緑、黒及び白から成る。これ

らの事実を勘案すると、ふたつの商標は発音、表記、色彩、鳥の絵、地図の各構成要素又はこれらの組み合わせにおいて相違しているとの見解であった。この判断はその後最高裁によって支持され確定した。



登録商標 361196 に相当する包装デザイン

(a)



登録商標 487928

(b)

第2図

(5 - 6) 商標審判

商標審判部は元審査官等計12名のメンバーで構成されている。1995年から2007年9月までに844件の請求があり、その内703件が2005年以降に審決されている。その内訳は、242件が容認、357件が拒絶、104件が係属中である。

(5 - 7) 出願費用

商標出願に要する費用は以下のとおりである。出願後別途登録料の支払いは不要である。

表 - 8 商標料金表

項目			金額 (ルピア)
1. 出願・請求	商標・サービスマーク	1) 1区分	450,000
		2) 2区分	950,000
		3) 3区分	1,500,000
	地理的表示		250,000
	団体商標		600,000
	商標登録の延長	中小企業	750,000

	非中小企業	1,500,000
	団体商標登録の延長	750,000
2. 登録	商標権者の名称、住所等の変更	150,000
	商標権の移転登録	375,000
	実施権の設定登録	375,000
	商標の取消登録	150,000
	団体商標の規定変更	225,000
	団体商標の移転登録	450,000
	団体商標の取消登録	225,000
3. 抄録等	商標原簿の抄録	75,000
	商標原簿に関する情報	125,000
	登録商標との要部同一に関する見解書	125,000
4. 商標登録に関する審判請求		1000,000
5. 地理的表示に関する審判請求		1000,000
6. 異議申立		100,000
7. 地理的表示原簿の抄録		50,000
8. 優先権証明書		50,000

(5-8)他人の権利に対する対抗手段

(5-8-1)情報入手方法

インドネシアでは他人(特に外国)の商標や意匠へのただ乗りを行う事例が多くあり、他人の商標等が無断で自分名義で出願するケースが後を絶たない(冒用出願事例 添付資料)。このような行為を防止し、対抗するためには、他人の出願を常にウォッチングすることが重要である。

インドネシアにおける知財情報活用に対する理解はまだまだ浅く、知財情報の普及は隣国のマレーシアやタイと比べても立ち遅れているが、2007年知的財産総局は知的財産電子図書館ウェブサイト <http://www.ipdl.dgip.go.id/>にて出願・登録情報を公開し、状況は大きく改善された。しかしながら、このウェブサイトに掲載された情報には漏れや入力ミスが多く見られるので、公開情報を独自のデータベースに格納している業者に検索を依頼するのみの方法である。

また、特定の出願の審査状況については、直接知的財産総局に出向いて照会することができるが、一度の照会ですぐに回答が得られないことが多いので、専門の業者を通して調査する方がよい。これらの業者は包袋取寄にも対応している。

(5 - 8 - 2) 商標異議申立

特許や産業意匠と異なり、商標は異議申立よりも先に実体審査が行われる。実体審査の結果登録するのが相当と判断された出願は公告決定日から 10 日以内に出願公告される。公告は公報に掲載され、3 ヶ月間局内の閲覧室にて閲覧に供される。また知的財産総局のウェブサイトでも公告内容を見ることが可能となっている。

3ヶ月の公告期間中、第三者は登録に対する異議を申し立てることができる。知的財産総局は異議申立から 14 日以内に出願人に対して異議を通知し、出願人は異議申立副本を受理した日から 2 ヶ月以内に答弁書を提出する。異議審査は公告期間終了後 2 ヶ月以内に終了させなければならない。異議審査の結果は当事者に通知されると規定されている。しかしながら、実際の運用では異議申立の審査は往々にして長期にわたったり、通知が遅れたりすることが多い。

(5 - 8 - 3) 不使用に基づく商標取消

商標法第 61 条は、3 年以上連続して使用されていない商標の登録を商標局が職権で取り消すことができると規定している。この規定を利用して元代理店が本来の商標権者の登録商標の取消を試みたが、最終的に元の商標登録が復活した事例を紹介する。

(5 - 8 - 4) 登録取消訴訟

異議申立が拒絶されたり、あるいは異議申立の機会を逃したために、他人の出願が登録されてしまった場合、商務裁判所に対して登録の取消を訴えることができる。また、商務裁判所の判決に不服のある場合は、最高裁判所に上告できる。

商務裁判所は、登録取消の他、拒絶査定不服審判の取消、損害賠償請求、仮処分の申請を審理することとなっているが、実際に商務裁判所で審理されている事件のほとんどが商標の登録取消に関するものである。インドネシアには商標局に対して無効審判請求をする制度がないので、商務裁判所が実質的に無効審判の役割を果たしていると言えよう。その中でも中心的役割を果たしているのが中央ジャカルタ商務裁判所(Jakarta Pusat Commercial Court, Jl.Gajah Mada 17 Jakarta Pusat)である。同裁判所に提訴された 05/Merek/2001(原告:ブラザー工業)、17/Merek/2001(原告:コーセー)、34/Merek/2001(原告:コンビ)はいずれも原告商標が先に登録されていたにもかかわらず、被告の後願商標が二重に登録されてしまったケースであった(中央ジャカルタ商務裁判所知財関連裁判一覧表 添付資料)。商標局の不適正な審査が商務裁判所への提訴につながっている実態が伺える。

現行商標法は、商務裁判所は提訴から 90 日以内に判決を下すように規定しており(第 80 条

第8項)、さらに上告審も上告から90日以内に判決を下すように定めている(第82条第9項)が、実態としても中央ジャカルタ商務裁判所が審理した裁判に要した期間は、最高裁への再審請求も含めて平均200日程度であり、裁判の早期化が現実のものとなっている。

(5-8-5) 商標の冒用出願

インドネシアでは、真正な商標所有者が商標出願をする前に、他人に商標出願をされてしまうことが往々にして発生している。全く知らない者が出願するケースもあるが、元社員や元代理店が会社に無断で出願するケースが目につく。特に代理店契約終結を機にそのような行為に出ることが多いようである。インドネシア進出を決めた時点から早期に知的財産の保護を図ることが必要である。

図らずも自身が出願するよりも先に、他人によって商標が出願しまった場合には、自身の商標が著名であることと、相手方が悪意をもって商標出願していたことを理由に異議申し立てなければならない。著名性を証明するためには、以下のような書類を提出することができる。

著名性を示す証拠例:

- 他国での商標登録証
- 宣伝、カタログ等
- INVOICE等、商取引があったことを示す書類

インドネシアでは著名性の定義がはっきりされていないが、他国での登録証はできるだけ多くの国をカバーし、宣伝、カタログ、商取引の証拠はインドネシアにおける宣伝・商業活動を示すものが求められるようである。

まだ商標取消訴訟が地方裁判所の管轄であった時期のものであるが、冒用出願によって他人名義で登録されてしまった商標を最高裁まで戦って取り戻した事例を紹介する(巻末添付資料11)。

(6) 著作権

(6-1) 著作権法の概要

現在施行されている著作権法は、2002年著作権に関する法律第19号であって、2002年7月29日に改正、2003年7月29日に施行された。その概要は以下のとおりである。

- ・ 権利発生には登録不要であるが、権利行使のためには登録しておいた方がよい。
- ・ 保護の対象

書籍、コンピュータープログラム、パンフレット、発行物の印刷レイアウト、及びその他すべての文字によって書かれた作品

講演、講義、演説及びその他の著作物で、口頭で表現されたもの

教育と科学の目的のために作成された視覚教材

添付資料4

商標法

2001年法律第8号
2001年8月1日改正

第1章 総則

第1条

この法律において、

- (1) 「標章」とは、図形、名称、語、文字、数字、色の組合せ又はこれらの構成要素の結合から成る標章であって、識別力を有し、かつ、商品又は役務の取引に使用されるものをいう。
- (2) 「商標」とは、当該商品を他の同種の商品から識別するために、個人により若しくは複数の者により共同で又は法人により取引にかかる商品に使用される標章をいう。
- (3) 「サービスマーク」とは、当該役務を他の同種の役務から識別するために、個人により若しくは複数の者により共同で又は法人により取引にかかる役務に使用される標章をいう。
- (4) 「団体標章」とは、当該商品及び/又は役務を他の同種の商品又は役務から識別するために、複数の者又は法人により共同で同じ特徴を有する取引にかかる商品又は役務に使用される標章をいう。
- (5) 「出願」とは、標章登録の出願であって、総局に申請されるものをいう。
- (6) 「出願人」とは、出願を申請する者をいう。
- (7) 「審査官」とは、その専門知識により大臣令により標章審査の実務を遂行する者として任命され、標章出願に対する審査を行うことを任務とする者をいう。
- (8) 「代理人」とは、知的財産コンサルタントをいう。
- (9) 「大臣」とは、その業務及び責任の一部が標章を含む知的財産の分野の発展にかかる省の大臣をいう。
- (10) 「総局」とは、大臣の配下にある省に含まれる知的財産総局をいう。
- (11) 「出願日」とは、方式要件を満たした出願が受理された日をいう。
- (12) 「知的財産コンサルタント」とは、知的財産の分野における専門家であって、特許、商

標、産業意匠及びその他の知的財産の出願及び手続きの分野における役務を専門に提供し、知的財産コンサルタントとして総局に登録された者をいう。

- (13) 「実施権」とは、すでに登録された標章の所有者から他者に対して与えられる許可であって、特定の期間内に登録された商品及び/又は役務の全部又は一部について当該標章を使用する権利の付与(移転ではない)に基づくものをいう。
- (14) 「優先権」とは、工業所有権のためのパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国において最初にされた出願の出願人が、最初の出願の出願日が、前記2協定のいずれかの加盟国における後の出願が前記パリ条約に規定される期間内になされる限り、その後の出願の優先日として認められるための権利をいう。
- (15) 「日」とは、実働日をいう。

第2章 標章の範囲

第1節 通則

第2条

本法において規定される標章とは、商標及びサービスマークを含む。

第3条

標章に対する権利とは、当該標章を自ら使用するか、又は他者に対してその使用を許諾するために、標章原簿に登録されている標章の所有者に対して一定の期間国が与える特権をいう。

第2節 登録を受けることができない標章及び拒絶される標章

第4条

標章は、善意のない出願人によってなされた出願されたに基づいて登録を受けることができない。

第5条

標章は、次に掲げるいずれかに該当するとき、登録を受けることができない。

- (a) 現行法規、宗教規範、道徳又は公共の秩序に反するもの。
- (b) 識別力を有さないもの。

- (c) 既に公共財産となっているもの。
- (d) 登録を出願している商品又は役務の説明又は関連事項であるもの。

第 6 条

- (1) 標章登録出願は、次に該当するとき、総局により拒絶されなければならない。
 - (a) 同種の商品及び/又は役務に対して、先に登録された他者の所有する標章と要部又は全体において同一性を有するとき。
 - (b) 同種の商品及び/又は役務に対して、他者の所有する著名商標と要部又は全体において同一性を有するとき。
 - (c) 同種の商品及び/又は役務に対して、他者の所有する著名な地理的表示と要部又は全体において同一性を有するとき。
- (2) 第 1 項(b)の規定は、さらに政令で規定する条件を満たす限り、同一でない商品又は役務に対しても適用する。
- (3) 標章は、次に該当するときも総局により拒絶されなければならない。
 - (a) 著名な人物の名前、他人の所有する法人名を構成するとき。ただし、権利者から書面による合意を得た場合を除く。
 - (b) 国家又は政府機関の名称又は略称、旗、表象、象徴又は徽章を模倣するか、若しくはそれと類似するとき。ただし、権利者から書面による合意を得た場合を除く。
 - (c) 国家又は政府機関によって使用される署名又は印又は印鑑を模倣するか、それと類似するとき。ただし、権利者から書面による合意を得た場合を除く。

第 III 章 標章登録出願

第 1 節 出願の要件と手続き

第 7 条

- (1) 出願は以下の項目をインドネシア語で記載して総局に対して申請されなければならない。
 - (a) 年月日
 - (b) 出願人の完全な氏名、国籍、住所

- (c) 出願が代理人を通して申請される場合、代理人の完全な氏名及び住所
- (d) 登録を申請する標章が色彩の要素を使用する場合、その色彩の名前
- (e) 出願が優先権を伴って申請される場合、最初の出願の国名と日付

- (2) 出願は出願人又は代理人によって署名される。
- (3) 第 2 項の出願人は、単独の個人又は共同する複数の者又は法人より構成することができる。
- (4) 出願は手数料支払の証明を添付される。
- (5) 当該表彰に対して出願が複数の者により共同で申請されるとき、それらの内一名の住所を全員の代表住所として選択した上で、全員の氏名を記載する。
- (6) 第 5 項の出願の場合、代表させる複数の出願人の同意書の提出により、当該標章に対する権利を有する出願人の内一名によって署名される。
- (7) 第 5 項の出願が代理人を通して申請されるとき、そのための委任状は当該標章に対する権利を有する者全員によって署名される。
- (8) 第 7 項の代理人は、総局に登録された知的財産コンサルタントである。
- (9) 知的財産コンサルタントとして任命される条件に関する規定は、政令で定め、その任命手続きは大臣令で定める。

第 8 条

- (1) 商品及び/又は役務の 2 以上の類に対する出願は、ひとつの出願で行うことができる。
- (2) 第 1 項の出願は、その登録が出願された類に属する商品及び/又は役務の種類を明記しなければならない。
- (3) 第 1 項の商品又は役務の分類は、さらに政令で定める。

第 9 条

出願の要件及び手続きに関する規定は、さらに政令で定める。

第 10 条

- (1) インドネシア共和国外に住所又は居所を有する出願人によってなされる出願は、インドネシアに代理人を通して申請されなければならない。

- (2) 第 1 項の出願人は、インドネシアにおける法的住所として、代理人の住所を選択しなければならない。

第 2 節 優先権の主張を伴う標章登録出願

第 11 条

優先権を伴う出願は、工業所有権保護のためのパリ条約又は世界貿易機関設立条約の加盟国において最初に受理された標章出願の日から起算して 6 ヶ月以内に行われなければならない。

第 12 条

- (1) 本章第 1 節の規定に従う以外に、優先権の主張を伴う出願には、当該優先権を生じる最初の標章登録出願受理に関する証明書類を添付しなければならない。
- (2) 第 1 項の優先権証明書は、インドネシア語に翻訳される。
- (3) 第 11 条の優先権の主張を伴う出願を行う権利の消滅後、3 ヶ月以内に第 1 項及び第 2 項の規定に従わないときは、当該出願は手続きが継続するが、優先権主張は伴わない。

第 3 節 標章登録要件の具備の審査

第 13 条

- (1) 総局は、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条に規定する標章登録要件の具備に関する審査を行う。
- (2) 第 1 項の要件が満たされないとき、総局は、標章局からの当該不備の補正を要求する通知の送付の日から遅くとも 2 月以内に当該不備を補正するよう要求する。
- (3) 当該不備が第 12 条の要件に関するときは、当該要件の不備の補正期間は、優先権の主張を伴う出願期間満了の日から遅くとも 3 ヶ月以内である。

第 14 条

- (1) 当該要件の不備が第 13 条第 2 項の期間内に補正されないときは、総局は出願人又は代理人に出願は取下げられたものとみなされたことを通知する。
- (2) 第 1 項に述べる、取下げられたとみなされた出願の場合、すでに総局に納付された手数料はすべて返還されることはない。

第 4 節 標章登録出願の受理時

第 15 条

- (1) 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条に述べる方式要件の全てが具備されているとき、出願に出願日が与えられる。
- (2) 第 1 項の出願日は、総局により記録される。

第 5 節 標章登録出願の変更及び取下

第 16 条

出願の変更は、出願人又は代理人の名義及び/又は住所の変更に対してのみ許可される。

第 17 条

- (1) 出願は、総局からの決定を受けていない限り、出願人又は代理人により取下げることができる。
- (2) 第 1 項の取下が代理人により行われるとき、その取下は、当該取下にかかる委任状に基づき行われなければならない。
- (3) 出願が取下げられるとき、すでに総局に納付された手数料はすべて返還されることはない。

第 IV 章 標章登録

第 1 節 実体審査

第 18 条

- (1) 第 15 条に規定する出願日から 30 日以内に、総局は出願に対する実体審査を行なう。
- (2) 第 1 項の実体審査は、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定に基づいて行われる。
- (3) 第 1 項の実体審査は、9 ヶ月以内に終了する。

第 19 条

- (1) 実体審査は総局の審査官によって行われる。
- (2) 審査官は、その専門知識により実務を遂行する者として、特定の要件及び資質に基づいて大臣により任免される公務員である。
- (3) 審査官は、現行の法規に従い、地位、手当、その他の権利を与えられる。

第 20 条

- (1) 審査官が実体審査結果として、出願が登録を認められると報告したとき、総局長の承認により、当該出願は標章公報にて公告される。
- (2) 審査官が実体審査結果として、出願は登録できない、又は拒絶されると報告したとき、総局長の承認により、そのことは書面により出願人又は代理人に理由を付して通知される。
- (3) 第 2 項の通知を受領した日から 30 日以内に、出願人又は代理人は反論又は意見を理由と共に届け出る。
- (4) 出願人又は代理人が第 3 項の反論又は意見を届け出ないとき、総局は当該出願の拒絶を決定する。
- (5) 出願人又は代理人が第 3 項の反論又は意見を届け出て、審査官が当該意見は承認できると報告したとき、総局長の承認により、当該出願は標章公報にて公告される。
- (6) 出願人又は代理人が第 3 項の反論又は意見を届け出て、審査官が当該意見は承認できないと報告したとき、総局長の承認により、当該出願は拒絶を決定される。
- (7) 第 4 項及び第 6 項の拒絶の決定は、書面にて出願人又は代理人に理由を付して通知される。
- (8) 出願が拒絶されるとき、すでに納付された手数料は返還されない。

第 2 節 出願公告

第 21 条

登録出願が承認された日から 10 日以内に、総局は当該出願を標章公報にて公告する。

第 22 条

公告は、3 ヶ月間継続して次のように行われる。

- (a) 総局により定期的に発行される標章公報に掲載される。及び/又は
- (b) 総局により提供される専用の設備に、公衆が容易かつ明瞭に縦覧することができるように設置される。
- (c) 出願公告の開始日は、総局により標章公報に記録される。

第 23 条

公告は、次に掲げる事項を記載して行われる。

- (a) 出願人の氏名及び住所、並びに出願が代理人を通じて行われるときは、代理人を含む。
- (b) 登録が出願される標章にかかる商品及び/役務の類及び種類。
- (c) 出願日。
- (d) 出願が優先権主張を伴ってなされた場合、最初の出願の国及び日。
- (e) 以下を含む商標の見本。色彩に関する情報、並びに標章が外国語及び/又はインドネシア語において通常使用されないローマ字及び/又は数字以外の文字を使用する場合、そのインドネシア語、インドネシアにて通常使用されるローマ字又は数字、及びローマ字での表記方法並びに訳及び標章の見本。

第 3 節 異議申立及び答弁

第 24 条

- (1) 第 22 条の公告期間中、何人も当該出願について総局に対して手数料の支払いにより書面にて異議を申し立てることができる。
- (2) 第 1 項の異議申立は、登録出願された標章が本法に基づいて登録を受けることができないか、又は拒絶されるべきであるという証拠を伴った十分な理由があるときに、行うことができる。
- (3) 第 1 項の異議申立のあるときは、総局は、異議申立の受理の日から遅くとも 14 日以内に、出願人又は代理人に対し、当該異議申立を内容とする文書の副本を送達する。

第 25 条

- (1) 出願人又は代理人は、総局に対して第 24 条の異議申立に対する答弁を提出する権利を有する。
- (2) 第 1 項の答弁は、総局により送達された異議申立の副本の受領の日から遅くとも 2 ヶ月以内に書面にて提出される。

第 4 節 再審査

第 26 条

- (1) 異議及び/又は答弁のあったとき、総局は当該異議及び/又は答弁を、21 条に規定する公告の終了後実施する再審査の検討資料と

- して利用する。
- (2) 第 1 項に述べる出願の再審査は、公告期間の終了後 2ヶ月以内に終了する。
 - (3) 総局は、第 1 項及び第 2 項の再審査の結果を、異議申立人に書面で通知する。
 - (4) 審査官が、異議を承認するという再審査結果を報告したとき、総局は出願人に出願は登録できない又は拒絶されることを書面で通知する。その後出願人または代理人は審判請求をすることができる。
 - (5) 審査官が、異議を承認しないという再審査結果を報告したとき、総局長の承認により、出願は標章原簿に登録することを認められなかったと宣言される。

第 27 条

- (1) 第 24 条の異議の申立てがないとき、総局は公告期間の終了後 30 日以内に、商標登録証を発行し、出願人又は代理人に与える。
- (2) 第 26 条第 5 項に規定する異議が承認されないとき、総局は当該出願が標章原簿への登録を認められた日から 30 日以内に、商標登録章を発行し、出願人又は代理人に与える。
- (3) 第 1 項の商標登録証には以下の事項を記載する。
 - (a) 登録された標章の所有者の氏名と完全な住所
 - (b) 第 10 条に基づく出願の場合、代理人の氏名及び完全な住所
 - (c) 出願の申請日及び受理日
 - (d) 優先権主張を伴う出願の場合、最初の出願の国名及び日付
 - (e) 登録された標章の見本、及び商標が色彩を構成要件とする場合は色彩の情報、及び標章が外国語及び/又はローマ字以外の文字及び/又は数字であってインドネシア語において通常使用されないものを使用する場合は、そのインドネシア語訳及びローマ字及び数字であってインドネシア語で通常使用されるもの、並びにローマ字での表記方法
 - (f) 登録番号及び登録日
 - (g) 登録された商品及び/又は役務の類及び種類
 - (h) 標章の登録期間
- (4) 何人も、手数料の支払いにより標章原簿に

登録された標章の登録証の抄録を申請することができる。

第 5 節 登録標章の保護期間

第 28 条

登録標章は出願日から 10 年間法的に保護され、その保護期間は延長できる。

第 4 節 審判の請求

第 29 条

- (1) 審判の請求は、第 4 条、第 5 条又は第 6 条に述べる実体的事項に関する理由及び判断の根拠を付して出願の拒絶に対して行うことができる。
- (2) 審判の請求は、出願人又は代理人により、標章審判委員会に対して、総局に宛てたその副本を付して書面にて行われる。
- (3) 審判の請求は、実体審査の結果としての出願の拒絶に対して、完全な異議の説明と理由とともに請求される。
- (4) 第 3 項の理由は、拒絶された出願の補正又は補完であってはならない。

第 30 条

- (1) 審判の請求は、出願の拒絶通知の日から遅くとも 3ヶ月以内に行われる。
- (2) 第 1 項の期間が審判請求のないまま徒過したとき、出願の拒絶は、出願人によって受諾されたものとみなされる。
- (3) 第 2 項の出願の拒絶が出願人により受諾されたとき既にみなされたとき、総局は、標章原簿にその拒絶を記録し、公告する。

第 31 条

- (1) 標章審判委員会の審決は、審判請求の受理の日から遅くとも 3ヶ月以内に下される。
- (2) 標章審判委員会が、審判請求を承認するとき、総局は、すでに標章公報にて公告された出願を除き、第 21 条の公告を行う。
- (3) 標章審判委員会が、審判請求を拒絶するとき、出願人又は代理人は、当該拒絶の審決受理の日から 3ヶ月以内に、審判請求の拒絶に対する不服を商務裁判所に申し立てることができる。
- (4) 第 3 項の商務裁判所の判決に対して、最高裁判所にのみ不服が申し立てることができる。

る。

第 32 条

審判の請求手続き、審理及び終結については、さらに大統領令で定める。

第 7 節 標章審判委員会

第 33 条

- (1) 標章審判委員会は、独立した特別機関であって、知的財産の分野に属する省内にある。
- (2) 標章審判委員会は、委員を兼任する 1 名の委員長、委員を兼任する 1 名の副委員長及び必要とされる分野における複数の専門家及び上級審査官から構成される。
- (3) 第 1 項の標章審判委員会の構成員は、大臣により 3 年の任期をもって任免される。
- (4) 委員長と副委員長は標章審判委員会の構成員から同構成員により選出される。
- (5) 審判請求の審理のために、標章審判委員会は少なくとも 3 名よりなる奇数人数の合議体を形成し、その内 1 名は出願の実体審査を行わなかった上級審査官である。

第 34 条

標章審判委員会の組織構成、職務及び機能についてはさらに政令で定める。

第 8 節 登録標章の保護期間の延長

第 35 条

- (1) 登録標章の所有者は、毎回同期間の延長申請をすることができる。
- (2) 第 1 項の延長申請は、当該登録標章の保護期間が満了する前 12 ヶ月間、標章所有者又はその代理人により書面にて行われる。
- (3) 第 2 項の登録標章の保護期間の延長申請は総局に対して行われる。

第 36 条

登録標章の保護期間の延長申請は、次に掲げる場合に承認される。

- (a) 当該標章がその標章登録証に記載されているような商品又は役務に現に使用されている場合、及び
- (b) (a)に述べる商品又は役務が現に生産及び取引されている場合。

第 37 条

- (1) 第 35 条及び第 36 条の規定を満たさないとき、登録標章の保護期間の延長申請は総局により拒絶される。
- (2) 当該標章が、他者が所有する著名商標と全体又は要部において同一性を有するとき、延長申請は総局により拒絶される。
- (3) 延長申請の拒絶は、標章の所有者又はその代理人に対してその理由を付して書面にて通知される。
- (4) 第 1 項及び第 2 項に述べる延長申請の拒絶に対する不服は、商務裁判所に対して申し立てることができる。
- (5) 第 3 項の商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ不服を申し立てることができる。

第 38 条

- (1) 登録標章の保護期間の延長は、標章原簿に登録され、標章公報にて公告される。
- (2) 登録標章の保護期間の延長は、標章の所有者又はその代理人に対して書面にて通知される。

第 9 節 登録標章の所有者の名義及び/又は住所の変更

第 39 条

- (1) 登録標章の所有者の名義及び/又は住所の変更は、手数料の支払いにより、標章原簿に登録されるために、当該変更の証明に関する認証謄本を添付し、総局に対して届け出る。
- (2) 登録標章の所有者の名義及び/又は住所の変更であって、総局により既に登録されたものは、標章公報に公告される。

第 V 章 登録標章に対する権利の移転

第 1 節 権利の移転

第 41 条

- (1) 登録標章に対する権利は、次に掲げる方法で移転することができる。
 - (a) 相続。
 - (b) 遺言。
 - (c) 贈与。
 - (d) 契約。

- (e) 法律により認められたその他の理由。
- (2) 第 1 項の標章に対する権利の移転は、標章原簿に記録するように総局に対して申請しなければならない。
 - (3) 第 1 項の標章に対する権利の移転には、それを確認する書類を添付する。
 - (4) 第 2 項の登録標章に対する権利の移転であって、すでに記録されたものは、標章公報にて公告される。
 - (5) 登録標章に対する権利の移転であって、標章原簿に記録されないものは、第三者に対して法的効力を有さない。
 - (6) 第 1 項の標章に対する権利の移転の登録は、本法で定める手数料の支払いを要する。

第 41 条

- (1) 登録標章に対する権利の移転は、その標章にかかる名声、評判又はその他当該標章に関連する事項の移転を伴う。
- (2) 役務に関する標章であって、当該役務を与える個人の能力、資質及び技量から分離することができないものに対する権利は、役務の提供の質に対する保証を義務づける規定をもって移転することができる。

第 42 条

標章に対する権利の移転は、その標章が商品又は役務の取引に使用される予定であるという譲受人の書面による宣言を付した場合にのみ、総局により登録される。

第 2 節 使用許諾

第 43 条

- (1) 登録標章の所有者は、使用権者が当該標章を商品又は役務の一部又は全部に対して使用するという契約により、他者に対して使用許諾を与える権利を有する。
- (2) 使用許諾契約は、別途契約のない限り、インドネシア共和国の領土全体において、当該標章の保護期間を超えない期間に対して与えられる。
- (3) 使用許諾契約は、手数料の支払いにより、総局に対して記録されるよう申請されなければならない。使用許諾契約の記録による法的効果は、関係当事者及び第三者に対して有効である。
- (4) 第 3 項の使用許諾契約は、総局により標章

原簿に記録され、標章公報にて公告される。

第 44 条

第 43 条第 1 項に述べる他人に実施許諾を与えた登録標章の所有者は、別途契約のない限り、引き続き自身で使用するか、又は当該標章の使用について他の第三者に使用許諾を与えることができる。

第 45 条

使用許諾契約の中で、使用権者は、さらに第三者に実施権を与えることができると規定することができる。

第 46 条

使用権者によるインドネシアにおける登録標章の使用は、標章の所有者によるインドネシアにおける当該標章の使用と同等と認められる。

第 47 条

- (1) 使用許諾契約は、直接又は間接にインドネシア経済に被害をもたらす規定や、一般的技術の修得及び発展におけるインドネシア国民の能力を妨げる制限を含むものであってはならない。
- (2) 総局は、第 1 項の禁止事項を含む使用許諾契約の記録を拒絶しなければならない。
- (3) 総局は、第 2 項の拒絶の通知を、標章所有者又は代理人及び実施権者に対して理由と共に書面で通知する。

第 48 条

- (1) 善意の使用権者であって、その後その標章が、すでに登録された別の標章に要部又は全体が類似していることに基づいて拒絶されたものは、依然として、当該使用許諾の期間が終了するまでの間、当該使用許諾契約を実施する権利を有する。
- (2) 第 1 項の使用権者は、拒絶された使用許諾者に対して本来支払うべき使用料を引き続き支払わなくてもよいが、その代わりに拒絶されなかった方の標章所有者に対して使用料を支払わなければならない。
- (3) 使用許諾者が、すでに使用権者から一括的にて使用料を受け取ったとき、当該使用許諾者はすでに受け取った使用料の一部を、使用許諾の残存期間に比例した分、拒絶されなかった標章の所有者に対して支払わな

なければならない。

第 49 条

使用許諾の記録の要件及び手続き並びに本法の使用許諾に関する規定は、さらに大統領令で定める。

第 VI 章 団体標章

第 50 条

- (1) 団体標章としての商標又はサービスマークの登録出願は、当該登録出願において当該標章が団体標章として使用される旨が明確に宣言された場合にのみ認められる。
- (2) 第 1 項の団体標章の使用に関する確認の他に、当該出願は、当該標章の所有者全員により署名された団体標章としての当該標章の使用規程の謄本も添付しなければならない。
- (3) 第 2 項の団体標章の使用規程には、特に次に掲げる事項が含まれていなければならない。
 - (a) 生産及び取引される商品又は役務の性質、共通の特徴又は品質。
 - (b) 当該標章の使用を効果的に管理するための団体標章の所有者に対する規定。
 - (c) 団体標章の使用規程の違反に対する制裁。
- (4) 第 3 項の規定は、標章原簿に記録され、標章公報に公告される。

第 51 条

団体標章の登録出願に対して、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、及び第 50 条の要件具備の審査を行う。

第 52 条

団体標章の登録出願に対する審査は、第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定により行われる。

第 53 条

- (1) 団体標章の使用規程の変更は、当該変更の証明に関する認証謄本を添付し、標章局に対して記録の申請をしなければならない。
- (2) 第 1 項の変更は、標章原簿に記録され、標章公報に公告される。
- (3) 団体標章の使用規程の変更は、標章原簿

に記録された後、第三者に対して効力を発生する。

第 54 条

- (1) 登録団体標章の所有権は、当該団体標章の使用規程に従い効果的な管理を行うことができる譲受人にのみ移転が可能とされる。
- (2) 第 1 項の登録団体標章に対する権利の移転は、標章局に記録の申請を行わなければならない。
- (3) 第 2 項に述べる権利の移転は、標章原簿に記録され、かつ、標章公報に公告される。

第 55 条

登録団体標章は、他者に使用許諾を与えることができない。

第 VII 章 地理的表示及び原産地表示

第 1 節 地理的表示

第 56 条

- (1) 地理的表示であって、自然的要因、人間的要因、又はこれらの組合せを含む地理的範囲の要因のために、生産された商品に特定の特徴及び品質を与えるものは、商品原産地を示す標章として保護される。
- (2) 地理的表示は以下の者の申請に基づいて保護される。
 - (a) 当該商品を産出する地域の社会を代表する組織であって、次の者から構成されるもの。
 1. 自然商品、天然資源商品を生産する者
 2. 農産物を生産する者
 3. 手工芸品又は工業製品を生産する者
 4. 上記商品を販売する者
 - (b) これに関する権利を受けた者
 - (c) 当該商品の消費者団体
- (3) 第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 25 条の公開に関する規定は、地理的表示の登録出願にも適用する。
- (4) 地理的表示の登録出願は、以下に該当するとき総局によって拒絶される。
 - (a) 宗教規範、道徳、公共の秩序に反するか、又は特質、品質、原産地、生産工程又は使用等の特徴について社会を

誤認混同させる。

- (b) 地理的表示としての条件を満たさない。
- (5) 第 4 項の拒絶に対して、標章審判委員会に対して審判の請求ができる。
- (6) 第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条及び第 34 条の規定は、第 5 項の審判請求にも適用する。
- (7) 登録された地理的表示は、当該地理的表示の保護の根拠になる特質や品質が存在する限り、法的保護を受ける。
- (8) 地理的表示としての登録出願時又はそれ以前に、第 2 項の規定により登録を受ける権利のない者が善意に標章の使用をしたとき、当該善意の者は、当該標章が地理的表示として登録された日から 2 年間引き続いて当該標章を使用することができる。
- (9) 地理的表示の登録手続きに関するさらなる規定は政令で定める。

第 57 条

- (1) 地理的表示の権利を有する者は、許可なく地理的表示を使用する者に対して、損害の賠償、使用の停止、当該許可なく使用された地理的表示をしたラベルの廃止を請求することができる。
- (2) 権利が侵害された者の被害の拡大を防ぐために、裁判官は侵害者に製造と複製の停止を命じ、かつ当該不法な地理的表示を使用したラベルを廃棄するように命じることができる。

第 58 条

第 XII 章の仮処分に関する規定は、地理的表示の権利行使に対しても適用する。

第 2 節 原産地表示

第 59 条

以下に該当する原産地表示は、標章として保護を受ける。

- (a) 第 56 条第 1 項の規定を満たすが、登録されないもの。又は
- (b) 商品又は役務の出所のみ示すもの

第 60 条

第 57 条及び第 58 条の規定は、原産地表示にも適用する。

第 VIII 章 標章登録の抹消及び取消

第 1 節 抹消

第 61 条

- (1) 標章原簿からの標章登録の抹消は、総局により職権で又は当該標章の所有者の請求に基づいて行われる。
- (2) 総局の職権による標章登録の抹消は、次に該当するときに行うことができる。
- (a) 標章が、総局により認められる理由がある場合を除き、登録の日又は最後に使用した日から継続して 3 年以上商品及び/役務の取引に使用されていない場合。
- (b) 標章が、登録標章と合致しない標章の使用を含め、登録出願された商品又は役務の種類と一致しない商品及び/役務の種類に使用されている場合。
- (3) 第 2 項(a)の理由とは、次に掲げることである。
- (a) 輸入の禁止。
- (b) 当該標章を使用した商品の流通の許可に関する禁止又は権限ある当局からの暫定的な決定。又は
- (c) 政令で定められたその他の同様の禁止。
- (4) 第 2 項の標章登録の抹消は、標章原簿に記録され、かつ、標章公報に公告される。
- (5) 第 2 項の標章登録の抹消の決定に対する不服申立は、商務裁判所に提起することができる。

第 62 条

- (1) 出願人又は代理人による標章登録の抹消の請求は、商品及び/又は役務の一部分又は全部について、総局に対して行われる。
- (2) 第 1 項の標章が、なお使用許諾契約に拘束されているとき、当該抹消は、そのことが使用権者により書面にて承諾された場合のみ行うことができる。
- (3) 第 2 項の承諾に対する適用除外は、使用権者が使用許諾契約において、当該承諾を要さないことに明らかに同意している場合のみ可能とされる。
- (4) 第 1 項の標章登録の抹消は、標章原簿に記録され、かつ、標章公報に公告される。

第 63 条

第 61 条第 2 項(a)及び(b)の理由に基づく標章登録の抹消は、第三者による商務裁判書に対する訴訟の形態において請求することもできる。

第 64 条

- (1) 第 63 条の商務裁判所の判決に対しては、最高裁判書にのみ不服を申し立てることができる。
- (2) 第 1 項の裁判所の判決内容は、当該判決の日以降総局に対して当該裁判所の書記官により送付される。
- (3) 当該標章の抹消の請求が認容され、法的効力を有するとき、総局は、標章原簿から当該標章の抹消を行い、かつ、標章公報にそれを公告する。

第 65 条

- (1) 標章登録の抹消は、総局が標章原簿から当該標章を削除し、当該抹消の理由及び日付を記載することにより行われる。
- (2) 第 1 項の登録の抹消は、抹消の理由及び標章原簿からの抹消の日より当該標章登録証はもはや効力を有していないと宣言された旨を記載して、標章の所有者又はその代理人に対して書面にて通知される。

第 66 条

- (1) 総局は、以下の事項に基づいて団体標章の登録を抹消することができる。
 - (a) 団体標章の全使用者の承認書を伴う、団体標章の所有者自身による請求。
 - (b) 当該団体商標が、総局により認められる理由がある場合を除き、登録の日又は最後に使用した日から継続して 3 年以上商品及び/役務の取引に使用されていないことの十分な証拠。
 - (c) 団体標章が、登録標章と合致しない標章の使用を含め、登録出願された商品又は役務の種類と一致しない商品及び/役務の種類に使用されていることの十分な証拠。
 - (d) 団体標章が、その使用に関する合意事項にしたがって使用されていないことの十分な証拠。

(2) 第 1 項(a)の団体標章の抹消の請求は、総局に対して提出される。

(3) 第 2 項の団体標章の抹消は、標章原簿に登録され、標章公報に公告される。

第 67 条

団体標章の抹消は、第三者により、第 66 条第 1 項(b)(c)又は(d)の理由に基づく商務裁判所に対する訴訟として請求できる。

第 2 節 取消

第 68 章

- (1) 標章登録の取消訴訟は、第 4 条、第 5 条又は第 6 条の理由に基づき利害関係人により提起することができる。
- (2) 登録されていない標章の所有者は、総局に出願を申請した後、第 1 項の訴訟を提起することができる。
- (3) 第 1 項の取消訴訟は、商務裁判所に対して提起される。
- (4) その取消訴訟の請求人又は被請求人がインドネシア共和国外に居住するときは、訴訟は、ジャカルタ商務裁判所に対して提起される。

第 69 条

- (1) 標章登録の取消訴訟は、標章の登録の日より 5 年以内に提起される。
- (2) 当該標章が宗教規範、道徳又は公共の秩序に反するとき、取消訴訟は、期間の定なしに提起することができる。

第 70 条

- (1) 取消訴訟に関する商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ不服を申し立てることができる。
- (2) 第 1 項の裁判所の判決内容は、当該判決の日後、総局に対して関係する書記官により送付される。
- (3) 第 1 項の裁判機関の判決が認容され、既に確定した後、総局は、標章原簿から当該標章登録の取消を行い、標章公報に公告する。

第 71 条

- (1) 標章登録の取消は、総局が標章原簿から当該標章を削除し、当該取消の理由及び日付を記載することにより行われる。

- (2) 第 1 項の登録の取消は、その理由及び標章原簿からの削除の日より当該標章登録証はもはや効力を有していないと宣言された旨を記載して、標章の所有者又はその代理人に対して書面にて通知される。
- (3) 第 1 項の標章原簿からの標章登録の削除は、標章公報に公告される。
- (4) 標章登録の取消及び削除により、当該標章に対する法的保護は終了する。

第 72 条

第 68 条第 1 項の取消事由以外に、団体標章に対しては、当該団体標章が第 50 条第 1 項の規定に反する場合に取消の請求ができる。

第 IX 章 標章行政

第 73 条

本法に規定する標章に関する行政は、総局により行われる。

第 74 条

総局は、標章に関する情報をできるだけ広く一般に提供できるように、全国的な規模で標章の文献・情報網体制を確立する。

第 X 章 手数料

第 75 条

- (1) 標章出願の申請又は更新出願、標章原簿の抄録請求、登録標章所有者の氏名及び/又は住所の変更、使用権の記録、出願に対する異議申立、審判請求及びその他本法で定める事項には、政令で金額を定める手数料の支払いが義務付けられる。
- (2) 第 1 項の支払いの要件、期限及び手続きに関するさらなる規定は、大統領令で定める。
- (3) 総局は、大臣及び財務大臣の承認により、現行法規に基づいて、第 1 項及び第 2 項の手数料による収入を使用することができる。

第 VIII 章 標章の侵害に対する訴訟

第 76 条

- (1) 登録標章の所有者は、権限なくして当該標章とその要部又は全体において類似した標章を商品及び/又は役務に使用する者に対して、次の事項を訴えることができる。

(a) 損害賠償請求、及び/又は

(b) 当該標章の使用にかかるすべての行為の停止

- (2) 第 1 項に述べる訴訟は、商務裁判所に対して提起される。

第 77 条

第 76 条の標章の侵害に対する訴訟は、登録標章の使用権者が、単独で又は当該標章の所有者と共同で提起することができる。

第 78 条

- (1) 審理の係属中に損害がさらに拡大することを防ぐために、原告である標章の所有者又は使用権者の請求に基づき、裁判官は、被告に対して権限なく当該標章を使用した商品又は役務の生産、頒布及び取引を停止するよう命じることができる。
- (2) 被告が権限なくして標章を使用した商品の引渡をもするように求められたとき、裁判官は、裁判所の判決が既に確定した後、当該商品又は商品の相当額の引渡を行うよう命じることができる。

第 79 条

商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ不服を申し立てることができる。

第 2 節 商務裁判所における訴訟手続き

第 80 条

- (1) 標章登録取消訴訟は、被告の住所又は居所がある地方区分の商務裁判所長に請求される。
- (2) 被告がインドネシア国外に住所を有するとき、当該訴訟は中央ジャカルタ商務裁判所に請求される。
- (3) 書記官は、取消の訴えを当該訴えが請求された日に登録し、請求人に対して書記官の署名のある受領書を訴えの登録日と同じ日付で発行する。
- (4) 書記官は、取消の訴えを商務裁判所長に対して訴えの登録日から 2 日以内に送達する。
- (5) 訴え登録の日から最大 3 日以内に、商務裁判所は訴えを検討し、審理の日を決定する。
- (6) 取消の訴えの審理は、訴え登録の日から 60 日以内に行われる。

- (7) 両当事者の召喚は、訴え登録の日から 7 日以内に廷吏により行われる。
- (8) 取消の決定は、訴え登録の日から 90 日以内に下されなければならない、最高裁判所の承認により最大 30 日延長できる。
- (9) 当該判決が根拠とする完全に法律的な検討を含む、第 8 項の取消訴訟の判決は、公開審理の場で一般公衆に告げられなければならない、当該判決に対する法的救済措置が請求されるにも関わらず、前もって有効である。
- (10) 第 9 項の商務裁判所の判決内容は、廷吏により両当事者に、取消判決の言い渡しから 14 日以内に送達される。

第 81 条

第 80 条に規定される訴訟の手続きは、第 76 条の訴訟にも適用する。

第 3 節 上告

第 82 条

第 80 条第 8 項の商務裁判所の判決に対しては、上告のみ請求できる。

第 83 条

- (1) 第 82 条の上告請求は、上告の対象となる判決言い渡し又は両当事者への通知の日から 14 日以内に、当該判決を下した書記官に登録すると共に、請求することができる。
- (2) 書記官は、当該上告が請求された日に上告請求を登録し、上告請求人に対して書記官の署名する受領書を登録受理の日に発行する。
- (3) 上告請求人は、第 1 項の上告請求登録の日から 7 日以内に、書記官に対して上告理由書を提出する義務がある。
- (4) 書記官は、上告請求登録の日から 2 日以内に、上告請求と第 3 項に述べる上告理由書を、上告被請求人に通知する義務がある。
- (5) 上告被請求人は、上告被請求人が第 4 項の上告理由書を受理した日から 7 日以内に、答弁書を書記官に提出することができ、書記官は、答弁書が書記官により受理された日から 2 日以内に、答弁書を上告請求人に送達する義務がある。
- (6) 書記官は、第 5 項の期間の経過後 7 日以内に、最高裁判所に対して当該上告書類を送

付する義務がある。

- (7) 最高裁判所は、上告書類を検討し、上告請求が最高裁判所により受理されてから 2 日以内に、審理の日を決定しなければならない。
- (8) 上告書類の審理は、上告書類が最高裁判所に受理された日から 60 日以内に開始される。
- (9) 上告の判決は上告書類が最高裁判所に受理された日から 90 日以内に言い渡されなければならない。
- (10) 当該判決が根拠とする完全に法律的な検討を含む、第 9 項の上告に対する判決は、公開審理の場で一般公衆に告げられなければならない。
- (11) 最高裁判所書記官は、上告判決言い渡しの日から 3 日以内に、上告判決の内容を裁判所書記官に送達しなければならない。
- (12) 廷吏は、上告判決が受理された日から 2 日以内に、第 11 項の判決内容を上告請求人及び上告被請求人に対して送達しなければならない。

第 84 条

本章第 1 節に述べる紛争解決以外に、両当事者は当該紛争を交渉又は代替的紛争解決手段で解決することができる。

第 XII 章 裁判所の仮処分

第 85 条

十分な証拠に基づいて、権利を侵されたは商務裁判所裁判官に、以下に関する仮処分の発行を請求することができる。

- (a) 標章侵害行為に関連する商品が流通することの防止。
- (b) 当該標章侵害に関連する証拠の保全。

第 86 条

- (1) 仮処分の請求は以下の要件に従って、商務裁判所に書面で行われる。
 - (a) 標章所有に関する証拠を添付する。
 - (b) 標章侵害の発生に関する強い徴があるという証拠を添付する。
 - (c) 証明のために要求され、搜索され、収集され及び保全される証拠品及び/又は証拠文献に関する明瞭な説明。

- (d) 標章を侵害すると疑われる者が、容易に証拠を隠滅させる恐れがあること。
 - (e) 現金又は銀行小切手の保証金の支払い。
- (2) 第 85 条の仮処分がなされたとき、商務裁判所は、行為を受けた側に通知し、当該者に意見陳述の機会を与える。

第 87 条

商務裁判所が仮処分決定書を発行したとき、当該紛争を審理した商務裁判所裁判官は第 85 条の仮処分の決定を変更するか、取消するか、支持するかを決定を、当該仮処分の日から 30 日以内にしなければならない。

第 88 条

- (a) 仮処分が支持されたとき、すでに支払われた保証金は、処分申請人に返還され、処分申請人は第 76 条の訴訟を提起することができる。
- (b) 仮処分が取消されたとき、すでに支払われた保証金は、仮処分の結果として、損害賠償として行為を受けた側に与えられる。

第 XIII 章 捜査

第 89 条

- (1) インドネシア共和国警察の捜査官の他に、総局の特定の公務員に、標章分野における犯罪捜査を行うために刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号に述べる捜査官としての特別な権限が与えられる。
- (2) 第 1 項の文民捜査官は、次に掲げる権限を有する。
 - (a) 標章分野における犯罪行為にかかる報告又は情報の信憑性に関する捜査を行うこと。
 - (b) (a)の告発に基づいて、標章分野における犯罪行為をした疑いのある者又は法人に対して捜査を行うこと。
 - (c) 標章分野における犯罪行為に関連して個人又は法人から情報及び証拠物件を求めること。
 - (d) 標章分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録その他の書類の検査を行うこと。
 - (e) 証拠物件、会計帳簿、記録その他の書

類が存在する疑いのある特定の場所において捜査を行い、かつ、標章分野における刑事訴訟において証拠として使用できる侵害の材料及び製品を押収すること。

- (f) 標章分野における犯罪行為の捜査任務を遂行する範囲において専門家の支援を求めること。
- (3) 第 1 項の文民捜査官は、インドネシア共和国警察の捜査官に対して捜査の開始及びその捜査の結果を通知する。
- (4) 第 1 項の文民捜査官は、刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号第 107 条の規定に留意して、インドネシア共和国警察の捜査官を通じて検察官にその捜査の結果を送致する。

第 XIV 章 罰則

第 90 条

何人も、故意に権利なく他者の所有にかかる登録標章とその全体において同一である標章を、生産及び/又は取引される同種の商品及び/又は役務に使用する者は、最高 5 年の禁固刑及び/又は最高 Rp1,000,000,000 (十億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 91 条

何人も、故意に権利なく他の者又は他の法人の所有にかかる登録標章とその要部において同一である標章を、生産及び/又は取引される同種の商品及び/又は役務に使用する者は、最高 4 年の禁固刑及び/又は最高 Rp800,000,000 (八億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 92 条

- (1) 何人も、故意にかつ権利なくして他者の所有にかかる地理的表示とその全体において同一である標章を、登録された商品と同一又は同種の商品に使用する者は、最高 5 年の禁固刑及び/又は最高 Rp1,000,000,000 (十億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (2) 何人も、故意にかつ権利なくして他の者の所有にかかる地理的表示とその要部において同一である標識を、登録された商品と同一又は同種の商品に使用する者は、最高 4 年の禁固刑及び/又は最高 Rp800,000,000 (八億ルピア)の罰金刑に処せられる。

- (3) 侵害物となる商品への真の原産地の記載又は当該商品が地理的表示に基づき登録され、保護されている商品の模倣品であることを示す語句の記載は、第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受ける。

第 93 条

何人も、故意にかつ権限なくして当該商品又は役務の原産地に関して公衆を欺き、又は誤認させるように、商品又は役務の原産地表示に基づき保護されている標識を使用する者は、最高 4 年の禁固刑及び/又は最高 Rp800,000,000 (八億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 94 条

- (1) 何人も、当該商品及び/又は役務は、第 81 条、第 82 条、第 82A 条及び第 82B 条に述べる侵害物であるということについて知っており又は当然知っているべき者であって、かかる商品及び/又は役務の取引を行った者は、最高 1 年の禁固刑又は最高 Rp200,000,000 (二億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (2) 第 1 項の犯罪行為は、侵害である。

第 95 条

第 90 条、第 91 条、第 92 条、第 93 条及び第 94 条に述べる犯罪行為は、親告罪である。

第 XV 章 経過規定

第 96 条

- (1) 1997 年法律第 14 号によって改正された標章に関する 1992 年法律第 19 号に基づいて申請された出願、登録標章の期間延長、権利移転の記録、名称及び/又は住所の変更、標章登録の抹消又は取消の請求であって、本法施行の日はまだ手続きが完了していないものは、当該法律の規定に基づき手続きを完了させる。
- (2) 1997 年法律第 14 号によって改正された標章に関する 1992 年法律第 19 号に基づいて登録された標章であって、本法施行時点で有効なものは、残りの登録期間本法に従って有効である。

第 97 条

第 96 条第 2 項の標章に対して、第 4 条、第 5 条

又は第 6 条の理由に基づき、第 68 条に述べる商務裁判所に対する取消の訴えが提起できる。

第 98 条

本法施行の時点で裁判に継続中の標章紛争は、法的に確定した判決を得るまで、引き続き 1997 年法律第 14 号によって改正された標章に関する 1992 年法律第 19 号に基づいて処理される。

第 99 条

本法施行の時点で存在する、1997 年法律第 14 号によって改正された標章に関する 1992 年法律第 19 号に基づく全ての施行規則は、本法に基づく新しい規則に反しないか又は取り替わらない限り、依然として有効である。

第 XVI 章 終則

第 100 条

本法の施行に伴い、1997 年法律第 14 号によって改正された標章に関する 1992 年法律第 19 号はもはや効力がない。

第 101 条

本法は、公布の日から施行する。

添付資料8

REQUEST FOR TRADEMARK APPLICATION

Page

*Date of Entry :	*For Application of Mark :
*Agenda No. :	*Filing date :
Name, Citizenship and address of Trademark owner	:
Name and address of attorney	:
Chosen address in Indonesia (To be filled for trademark owner not staying in Indonesia)	: At the address of attorney mentioned above
Country and date of the first application for trademark registration (To be filled for application with priority right)	:
Color of trademark label:	Trademark Label:
Meaning of foreign language/letter/number and pronunciation:	
Class of goods/services:	
Type of goods/services:	
.	

To be filled by the Trademark Office
Owner/Attorney

[Place], [Date]

Signature: _____

Full name: _____

添付資料11

不使用に基づく商標権取消事例---SINKO 事件

(1) 事件の概要

空調機メーカーの新晃工業株式会社が所有する商標 SINKO の不使用取消をめぐる争い。PT.SINKO INDUSTRIES INDONESIA(以下、シンコ・インドネシア)の社長はかつて新晃のディーラーであった。新晃工業が先に登録した商標 SINKO を3年間使用していないというシンコ・インドネシアからの申し立てを受けて商標局は新晃工業商標を取り消し、代わりにシンコ・インドネシアの商標権を認めた。これに対して新晃工業は商務裁判所に対して不服を申し立て、裁判所は新晃工業の主張を認めた。

(2) 事件の経緯

1988年4月1日	新晃工業と Mc Air Indurtries (代表者：Ong Thiam Eng) の間で SINKO 製品の ASEAN 地域、シンガポール、中近東、インド、スリランカ、パキスタンにおける製造販売に関するライセンス契約。
1989年4月1日	新晃工業と Mc Air Indurtries (代表者：Ong Thiam Eng) の間で SINKO 製品のシンガポール、マレーシア、インドネシアにおける製造販売に関するライセンス契約。
1989年7月31日	新晃工業と Ong グループの間で商標 SINKO の使用に関するライセンス契約。
1992年11月25日	新晃工業が商標 SINKO を出願。
1994年11月15日	新晃工業の商標 SINKO が登録番号 317184 で登録される。
1999年10月7日	Ong Thiam Eng、シンコ・インドネシアを設立。
1999年11月25日	シンコ・インドネシアが商標 SINKO を出願。
2000年3月22日	新晃工業、商標 SINKO が第三者によって使用されていることに関連してコンパス紙に警告広告掲載。
2000年8月1日	シンコ・インドネシア代表者 Ong Thiam Eng が商標局に対して登録商標 317184 の不使用に基づく取消を申請。
2000年9月25日	知的財産総局長代理がシンコ・インドネシアより商標 SINKO の不使用に関する証拠を受け取る。
2000年10月3日	商標局、シンコ・インドネシアの要請に応じて、新晃工業に対して商標 SINKO の使用に関する情報提供を指示。
2001年5月10日	新晃工業商標 SINKO 使用に関する証拠を商標局に提出。
2001年5月23日	新晃工業、商標 SINKO が第三者によって使用されていることに関連してコンパス紙に警告広告掲載。

2001年7月24日	商標局長代理、工業商業省輸入局長に新晃工業から PT.Shinryo Indonesia に対する輸入の有無を照会。
2001年7月24日	商標局長代理、財務省関税局長に新晃工業から PT.Shinryo Indonesia に対する輸入の有無を照会。
2001年7月25日	PT.Shinryo Indonesia、知的財産総局長に対して新晃工業請求書にある製品の発注はなかった旨報告。
2001年7月27日	警察、SINKO 商標侵害に関する捜査結果を報告。
2001年8月6日	シンコ - ・インドネシア商標 SINKO を出願。
2001年8月8日	新晃工業代理人、知的財産総局長に対して、商標 SINKO 使用に関する証拠を2001年5月10日に商標局に提出した旨報告。
2001年8月10日	工業商業省東ジャカルタ支局、知的財産総局長に対して PT.Shinryo Indonesia は東ジャカルタに登録されていない旨報告。
2001年8月20日	工業商業省輸入局、知的財産総局に対して PT.Shinryo Indonesia は輸入業者として登録されていない旨報告。
2001年8月27日	新晃工業商標 SINKO 使用に関する証拠を商標局に提出。
2001年8月29日	商標局、新晃工業の商標 SINKO (No.317184) の取消を決定。
2001年11月28日	新晃工業商標局の決定に対する不服を商務裁判所に訴える。
2001年12月10日	日本大使館、知的財産総局に対してこの事件に対する関心を表明。
2002年1月3日	ジェトロ・ジャカルタ事務所、新晃工業に事業活動していることを確認。
2002年2月11日	商務裁判所、新晃工業の訴えを認める。
2002年2月21日	商標局、最高裁判所に上訴。
2002年6月5日	最高裁、商務裁判所の判断を支持。 商標局、最高裁に再審を請求。
2003年2月19日	最高裁、再度商務裁判所の判断を支持。

(3) 新晃工業の主張

- 1) SINKO は新晃工業名義で 10 カ国で登録された著名商標である。
- 2) 新晃工業はすでに 3 回に渡り、商標 SINKO の使用に関する情報として送り状コピー等を提供した。これらの証拠により、新晃工業が商標 SINKO を使用していたことは明らかである。

< 新晃工業が提出した証拠書類 >

P-21	1994年12月14日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.6476)
同上	1994年12月30日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.6507)
P-22	1995年1月25日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.6553)
同上	1995年11月28日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.7002)
P-23	1996年1月19日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.7080)
同上	1996年8月7日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.7363)
P-24	1997年1月6日	PT.Caturwahana Indah Persada 宛新晃製品の納品書 (No.6326)
同上	1997年12月1日	PT.Golden Eltron Indonesia からの新晃製品発注書
P-25	1999年	Shin Nihon Kocho Co. Ltd 宛、新晃工業が Tanjung Jati “B” Coal Fored Poweer Plant の空調設備及び機械の保証期限を延長し、スペアパーツを交換する旨の通知
P-26	2001年1月10日	PT.Shinryo Indonesia に対する新晃製品販売に係る領収書
同上	2001年9月4日	UD Sang Engon に対する新晃製品販売に係る領収書
P-27A	2001年12月21日	弁護士宛、ジャカルタ、Sanshu プロジェクトに関連して PT.Taikisha Indonesia Engineering と PT.Kinden に対する新晃製品販売に関する情報提供
P-27B	2001年12月20日	PT.Taikisha Indonesia に対する新晃製品販売に係る領収書

(4) 商標局の主張

- 1) 商標局は、工業商業省東ジャカルタ支局、同省国内工業商業総局、同省国際工業商業総局、同省金属・電機製品総局、投資調整庁を独自に調査した結果、商標 SINKO の使用の証拠を発見することができなかった。
- 2) 商標局が、2000年10月3日、新晃工業に対して商標 SINKO の使用に関する情報を提出するよう命じたとき、新晃工業は送り状等の書類を提出したのみであった。もしも商標 SINKO の使用を証明するならば、実際にその商品がインドネシア国内に流通

しているはずであるが、新晃工業は SINKO という商標を付した商品見本等、具体的な証拠を提出しなかった。

- 3) 新晃工業が商標 SINKO を付したエアコンを本当に販売しているのであれば、インドネシア国内に代理店があるはずであるが、そのような代理店は存在しないので、SINKO エアコンの流通はないものと考えられる。
- 4) 新晃工業は、PT.Shinryo Indonesia を通して製品を販売していると報告したが、その PT. Shinryo Indonesia は、新晃工業から商品販売の申し込みはあっただけで、商品の購入には至らなかったと言っている。

(5) 商務裁判所の判断

これに対して、商務裁判所は 2002 年 2 月 11 日、新晃工業の訴えを認める判決を下した。

- 1) 新晃工業の提出した PT.Teknika Perkasa Intilestari、PT.Caturwahana Indah Persada、PT.Taikisha Indonesia、PT.Kinde 等への送り状等の証拠 (P - 22,P - 23,P - 24,P - 25,P - 27A,P-27B) は、商標 SINKO がインドネシア国内で使用されていたことを十分に証明するものである。
- 2) 商標局が工業商業省、投資調整庁にて収集した情報は、新晃工業のインドネシアに対する投資の有無、又は PT.Shinryo Indonesia の事業許可に関するものであって、商標 SINKO の不使用を証明するに十分でない。
- 3) Ong Thiam Eng は、元々新晃工業の代理店であって、その後 1999 年 10 月 7 日にシンコ・・インドネシアを設立、1999 年 11 月 25 日に商標 SINKO を出願、2000 年 8 月 1 日に新晃工業の登録商標 SINKO (No.317184) の不使用取消を申し立てていることは、Ong Thiam Eng は、自社商品に商標 SINKO を使用することを意図したことを意味する。

商標局はこの判決を不服として 2002 年 2 月 21 日最高裁判所に上告したが、上告理由書が期限内 (7 日以内) 提出されなかったため、上告は却下された。

商標局はさらにこれを不服として、最高裁判所に再審を請求したが、上告審は法律審であるとの理由で、最高裁は再度商標局の訴えを棄却した。

添付資料12

冒用出願への対抗事例----プラグ製造コード商標取消事件

1. 事件の概要

スラバヤ在住の Rudy Hartanto (以下 RH) はかつて日系プラグメーカーである PT.NGKINDONESIA (以下、NGK) のディストリビュータであったが、現在は独立して独自にプラグ製造業を営んでいる。RH は当初商標 NDK と製造コードを付し、NGK のプラグ包装と酷似した黄色の包装を使って販売していたが、NGK 側から警告を受け、包装を赤色に変更した。その後、RH は NGK 商品の製造コードであるところの「BP 5 ES」「BP 6 HS」「BP7HS」「C7HSA」「D8EA」を商標登録し、これらに対する商標権に基づいて NGK 側に警告してきた。これを受けて NGK はこれらの製造コードの商標登録取消を求める訴えを起こし、裁判所は NGK 側の主張を認めた。

1. 事件の経緯

1980年9月19日	NGK 名義の商標「BP 5 ES」(正確には BP 5 ES の製造コードが入った包装箱の展開図を商標登録したもの)が7類で登録。(149356号)
1990年11月12日	149356号更新登録。(268346号)
1992年7月18日	NGK 名義の商標「NGK」が7類で登録。(277137号)
1995年7月13日	RH 名義の商標「BP 5 ES」が7類で登録。(339574号)
1997年8月15日	NGK 名義の商標「BP 5 ES」(正確には BP 5 ES の製造コードが入った小型包装箱の展開図を商標登録したもの)登録。(382776号)
1999年4月19日	NGK 名義の商標「BP 5 ES」(正確には BP 5 ES の製造コードが入った大型包装箱の展開図を商標登録したもの)登録。(428995号)
1999年12月13日	中央ジャカルタ地方裁判所、NGK の主張を認める。
2000年1月26日	RH 最高裁判所に上告。
2002年2月13日	最高裁判所、RH の訴えを退ける。

2. NGK の主張

- 1) 製造コード「BP 5 ES」は商標「NGK」と共に NGK の所有する商標として世界的に著名であって、RH の登録商標 339574 号は、それを模したものである。
- 2) RH の登録商標 339574 号は、NGK の著名商標にただ乗りすることを意図して出願されており、それは悪意に基づく。
- 3) したがって、RH の登録商標 339574 号は取消されるべきである。

3. RHの主張

- 1) RHの商標は「BP 5 ES」であるのに対して、NGKの商標の主要部は「NGK」であるから、商標は全く類似していない。
- 2) NGKの登録商標382776号と428995号は「BP 5 ES」を含むが、RHの登録商標339574号「BP 5 ES」の方が先に登録されており、NGKがこれらの商標を出願したのは339574号を模倣しようとしたものである。
- 3) 商標法は、商標及びサービスマークを保護するためのものであって、製造コードを保護するものではない。

4. 中央ジャカルタ地方裁判所の判断

これに対して中央ジャカルタ地方裁判所は1999年12月13日、NGK側の主張を全面的に認め、RHの商標339574号を取消すべきであるとの判決を下した。

- 1) 製造コードBP 5 ESとNGKの組み合わせであるところの商標382776号及び428997号はNGKが所有する著名商標である。
- 2) RHの商標「BP 5 ES」は前記著名商標を模倣したものである。

RH側はこの判決を不服とし2000年1月26日最高裁判所に上告するが、RH側の主張が法律審に関するものでないことを理由に、最高裁判所は2002年2月13日RHの訴えを棄却した。その後RHは再審請求をしていないので、この判決は確定した。